部長及び参事官
殿
所　　属　　長

県民発第９３号
（総務、監察）
令和５年３月31日
５年保存（口訓）
本　　部　　長

保有個人情報又は特定個人情報の漏えい等が発生した場合等の対応について（通達乙）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第37号。以下「改正法」という。）第51条（個人情報の保護に関する法律の一部改正）の規定の施行に伴い、公安委員会及び県警察を含む地方公共団体の機関に改正法の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）が適用されることとなる。

個人情報保護法第68条（漏えい等の報告等）の規定において、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態が生じた場合の個人情報保護委員会への報告及び本人に対する通知を定めており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第29条の４（特定個人情報の漏えい等に関する報告）の規定において、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の特定個人情報の安全の確保に係る事態が生じた場合の個人情報保護委員会への報告及び本人に対する通知について定めている。

県警察において、保有個人情報又は特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある場合若しくは個人情報保護委員会に情報提供を行わなければならない事態が発生した場合は、個人情報保護法及び番号利用法に規定する措置並びに「高知県警察における個人情報管理要綱の制定について（通達甲）」（令和５年３月31日県民発第91号）第８に掲げる措置を講ずるとともに、下記により報告されたい。

記

１　直ちに報告を要する場合

(1)　個人情報保護法第68条第１項に規定する事態が生じた場合

(2)　番号利用法第29条の４第１項に規定する事態が生じた場合

(3)　(1)及び(2)に掲げるもののほか、保有個人情報又は特定個人情報の安全の確保に係る事態が生じ、報道発表をする場合（報道機関の取材等により、報道発表をする前に報道された場合を含む。）

２　速やかに報告を要する場合

(1)　特定個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある場合（１に掲げるものを除く。）

(2)　番号利用法違反の事案又は同法違反のおそれがある事案が発生した場合（１に掲げるものを除く。）

(3)　個人情報保護法第68条第１項に基づく個人情報保護委員会への報告の対象とならない事態であるが、国民の不安を招きかねない事案（例えば、個人情報の保護に係る内部規程に対する違反があった場合、委託先において個人情報の適切な管理に係る契約条項等に対する違反があった場合等）が発生した場合

３　報告要領

(1)　県本部県民支援相談課を経由して、報告すること。
　　あわせて、県本部の主管課にも連絡すること。

(2)　報告要領の詳細は、別途指示する。